

港湾計画について

●港湾計画について

港湾法第3条の3に規定される法定計画であり、港湾空間において、開発・利用及び保全を行なうための指針となる基本的な計画です。

通常、10年から15年程度の将来を目標年次として、港湾の開発・利用及び保全の方針を明らかにするとともに、取扱貨物などの能力、その能力に応じた港湾施設の規模及び配置、さらに港湾の環境の整備及び保全に関する事項などを定めることとなっています。

港湾計画の策定手続きについても、港湾法第3条の3に定められており、港湾管理者が港湾計画を定め、または変更しようとするときは、地方港湾審議会の意見を聴くとともに、その計画を国土交通大臣に提出(軽易な変更を除く)し、計画が適当かどうかを国が確認することとなっています。

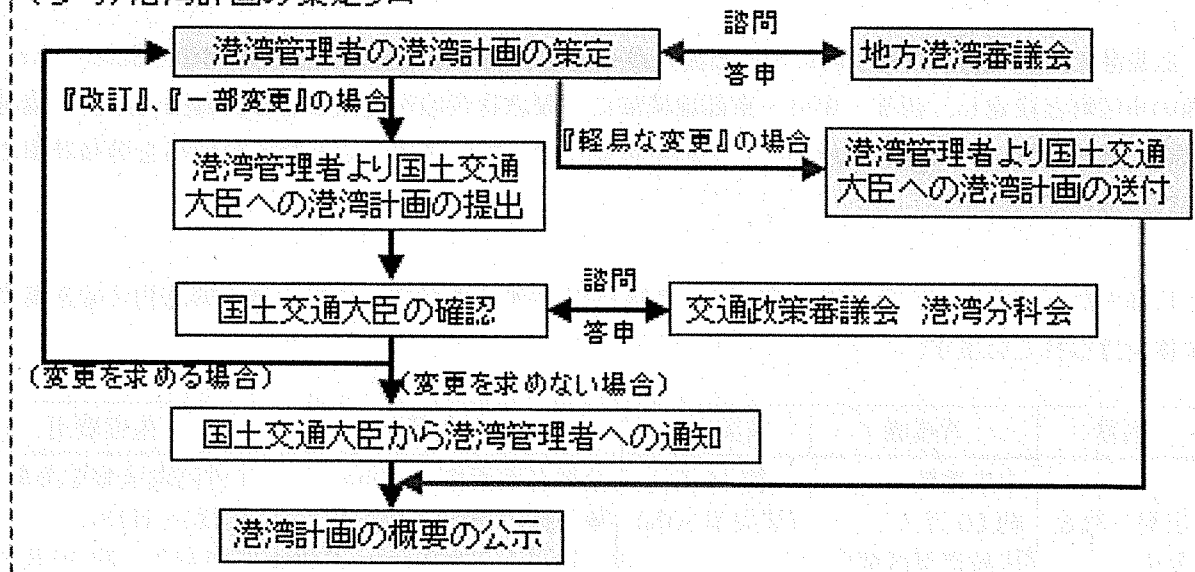
広島港においては、港湾管理者である広島県が平成11年に広島港港湾計画を策定しており、必要に応じて、計画の変更をしています。

港湾計画の策定

港湾計画を

- 全面的に見直す …… 『改訂』
- 部分的に見直す …… 『一部変更』
- 変更の規模が小さい …… 『軽易な変更』

(参考) 港湾計画の策定フロー



※港湾計画の軽易な変更の場合は、利害関係者調整が整い、港湾計画変更案が固まれば、通常、半年～1年の期間で変更が可能です。(地方港湾審議会での了承が前提)

・土地利用計画

港湾計画では土地利用計画を定めることとされており、その土地利用の区分は、次表により 11 の区分をしています。

土地利用の区分	土地利用の概要
埠頭用地	係留施設と一体となって港湾貨物の荷さばき、船舶乗降旅客の取扱等を行うための用地
港湾関連用地	港湾における物流・人流などの輸送活動の増進を図り、また、これらの活動を支援する施設の用地
交流厚生用地 出島東第2野積場等	港湾を通じた人的・経済的な国内外の様々な交流活動を推進するとともに、港湾におけるレクリエーション活動の用に供する施設及びこれに付随する施設のための用地
工業用地	工業の用に供する用地及びこれに付随する施設のための用地
都市機能用地	都市機能の用に供する用地
交通機能用地	陸上及び航空交通の用に供する用地
危険物取扱施設用地	石油、ガス等危険物を取り扱う用地及び付随する施設のための用地
緑地 広島みなと公園	緑地（緩衝緑地も含む）、広場、植栽等の用地
廃棄物処理施設用地	港湾において廃棄物の処理を行う施設の用地
海面処分用地	廃棄物や浚渫土砂を埋立てにより処理するための区域
公共用地	将来の公共埠頭、掘り込み水路等のための用地

・大規模地震対策施設

大規模地震対策施設とは、大規模な地震による災害が発生した際に、円滑な物資輸送及び住民等の避難地を確保するための港湾施設であり、また、経済活動を支える上で必要な物流機能の維持に資する港湾施設であり、ひいては港湾及びその周辺地域の復旧及び復興に資する港湾施設です。

広島港では、地震災害発生時における海上からの緊急物資輸送の背後圏を港湾から概ね 10km 圏内の市区町と設定し、西部・中央・東部地域毎に、緊急物資輸送拠点となる耐震強化岸壁・臨港道路や、緊急物資の一時保管場所等として利用可能なオープンスペースとなる緑地等を港湾計画に位置づけられています。

広島みなと公園は、広島市(東・南・中・西区)や府中町を対象する中央地域の緊急物資輸送拠点に位置付けられています。

名称	背後圏	被災人口	必要面積(ha)	整備費用
広島みなと公園	中央地域 約 50 万人 (広島市東区南区 中区西区 府中町)	約 15 万人 (被災率 30%)	全体必要面積 9.0ha ◆救援・復旧スペース 被災人口×0.4 m ² = 6.0ha ◆臨時ヘリポート 3.0ha (着陸帯 直径 100m)	港湾環境整備事業 (H5～H18) 事業費 約 40 億円 (うち国費約 15 億円)